

議案第101号

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

予防接種法施行令の改正に伴う改正及び季節性インフルエンザ予防接種における助成対象者を拡大するための改正

飛驒市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例

飛驒市子ども予防接種費助成条例（平成22年飛驒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条第1項第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年7月31日以前に出生した児については、この条例による改正前の飛驒市子ども予防接種費助成条例第2条第2号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

飛騨市子ども予防接種費助成条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (助成対象任意予防接種)</p> <p>第2条 助成の対象となる任意予防接種の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) おたふくかぜ (2) <u>ロタウイルス</u> (3) 季節性インフルエンザ (4) その他市長が特に必要と認めたもの (助成対象被接種者)</p> <p>第3条 助成の対象となる任意予防接種の被接種者（以下「接種対象者」という。）は、任意予防接種を受ける日に市内に住所を有し、当該予防接種が任意であることを認識している者で、前条に規定する任意予防接種の種類に応じ、規則で定める要件に該当する次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (2) 妊婦</p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条 略 (助成対象任意予防接種)</p> <p>第2条 助成の対象となる任意予防接種の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) おたふくかぜ — (2) 季節性インフルエンザ (3) その他市長が特に必要と認めたもの (助成対象被接種者)</p> <p>第3条 助成の対象となる任意予防接種の被接種者（以下「接種対象者」という。）は、任意予防接種を受ける日に市内に住所を有し、当該予防接種が任意であることを認識している者で、前条に規定する任意予防接種の種類に応じ、規則で定める要件に該当する次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (2) 妊婦</p> <p>2 略 以下 略</p>

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

予防接種法施行令の改正に伴う改正及び季節性インフルエンザ予防接種における助成対象者を拡大するための改正

2 改正の内容

(1) 助成対象任意予防接種の改正

これまで本条例の規定に基づき、接種を希望する者に対し市が助成していたロタウイルス感染症の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）が令和2年1月17日に改正（令和2年10月1日施行）され、定期の予防接種の対象疾病として同感染症が追加されたことにより、令和2年8月1日以後に出生した児は、当該予防接種を定期の予防接種として受けることとなつたため、当該予防接種を本条例における助成対象から削るもの。

(2) 助成対象被接種者の改正

季節性インフルエンザ予防接種における助成対象者を、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大するもの。

3 施行日 令和2年10月1日